

受講
申込前



自立支援教育訓練給付金 の手続きのながれ



事前相談(要予約)
Tel:042-620-7362

- ・希望する資格など状況を伺い、利用できる制度を案内します。
- ・現在とスキルアップ後の生活を視覚化してサポートしていくための、計画(自立支援プログラム策定)を作成します。
- ・受講修了後まで適宜連絡を取りながらサポートしていきます。



自立支援
プログラム策定

受講講座指定
申請手続き

1週間程度
かかります

審査・決定

講座指定通知書が届いたら

受講申込

ハローワーク
八王子

- ① 雇用保険の受給資格を確認する
- ② 対象講座の「教育訓練給付金支給要件回答書」をもらう。

電子申請が
できます



ハローワーク八王子
雇用保険給付課
(1階12番窓口)
TEL:042-648-8656
八王子市子安町1-13-1

<提出書類等> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練給付講座の資料
- ③ 教育訓練給付金支給要件回答書 (ハローワークから受けたもの)

受講
開始後

雇用保険の支給
要件がない方

専門実践教育訓練講座で分割支給を希望した方は
半年ごとに分割支給の申請が必要です。

受講中

受講開始
~
受講修了



<提出書類等> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 講座受講料の支払い領収書
- ③ 教育訓練給付受講証明書
- ④ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑤ 印鑑

受講修了後
30日以内

支給申請

審査・支給決定

支給

受講料の
60%

<提出書類> (要予約) ※①④は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑤ 印鑑

修了!



該当してから
30日以内

専門実践教育訓練講座を
受講修了した方

受講修了後
1年以内に資格取得し、
就職等した場合

支給申請

審査・支給決定

追加支給

受講料の
25%

<提出書類> (要予約)

※①③④⑤は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 資格取得、就職等したことがわかる書類
- ③ 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ④ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ⑤ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑥ 印鑑

受講開始後

雇用保険の支給要件がある方

一般

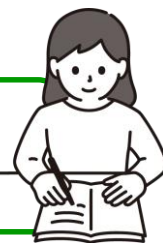
特定一般

専門実践

受講中

受講開始
～
受講修了

受講内容や転居など講座指定通知書の内容と変更があった場合、手続きが必要になる場合があります。



受講中／修了後

ハローワーク

- ① 「教育訓練修了証明書」のコピーを取っておく。
- ② ハローワークで教育訓練給付金の支給申請をする。
- ③ ハローワークから「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を受け取る。

電子申請ができます



一般

20%

特定一般

40%

専門実践

50%

受講修了後

ハローワーク

受講した教育訓練が目標としている資格取得等し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に追加給付を受けることができます。

追加給付
①

特定一般 10%
トータル50%

専門実践 20%
トータル70%

電子申請ができます

確定後30日以内

子育て支援課

<持ち物> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- ⑤ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑥ 印鑑

一般 40%
トータル60%

特定一般 10%
トータル60%

※雇用保険制度の追加給付①の対象にならなかった場合は、20%給付(トータル60%)

該当の場合

ハローワーク

追加給付
②

受講修了後の賃金が受講前と比較して5%以上上昇した場合、さらに追加給付を受けることができます。

専門実践 10%
トータル80%

電子申請ができます

確定後30日以内

子育て支援課

<持ち物> (要予約)

追加給付

受講修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- ⑤ 資格取得、就職等したことがわかる書類
- ⑥ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑦ 印鑑

専門実践 5%
トータル85%

ハローワーク追加給付 ①
の対象にならなかった場合

トータル60%から教育訓練給付額(50%)を差し引いた額になります。

ハローワーク追加給付 ②
の対象にならなかった場合

トータル85%から教育訓練給付額(70%)を差し引いた額になります。

